

災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と公益社団法人山形県栄養士会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害等の発生時における栄養・食生活支援活動に係る協力（以下「協力」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、山形県内で、地震、風水害その他の大規模災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う栄養・食生活支援活動について、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 甲が、乙に対して前項の協力を要請するときは、乙との調整を図るために、別記様式により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後、速やかに当該文書を送付するものとする。

3 乙は、甲の要請に基づき管理栄養士・栄養士の派遣について可能な範囲で協力するものとする。

（乙の業務）

第3条 前条第3項の規定により派遣される管理栄養士・栄養士は、甲が指定する場所において、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 避難所等の栄養管理、衛生管理
- (2) 避難所等における疾病・身体状況や食事等に関する情報収集、巡回栄養相談
- (3) 要配慮者等に対する栄養・食事指導
- (4) 特殊栄養食品（乳児用ミルクや高齢者用食品、食物アレルギー対応食品、病者用食品等）の提供に係る支援
- (5) 避難所や被災者の栄養状況調査、栄養管理
- (6) その他甲が必要と認める活動

（移動手段）

第4条 甲は、乙が円滑に協力を行えるよう、乙の移動手段について必要な措置を講じるものとする。

（費用弁償等）

第5条 第2条第1項の要請に基づく協力に係る第3条各号に定める活動に要した食品等の実費は、甲が負担するものとし、当該実費以外に要した費用については、乙が負担するものとする。

2 第2条第1項の要請に基づき協力する管理栄養士・栄養士が、第3条に規定する業務において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、甲は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第12条の扶助金の例により、当該扶助金相当額を負担するものとする。

（指揮命令）

第6条 現地での指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（連絡体制）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく業務を円滑に実施するため、必要な連絡及び調整を行い、平常時から連絡体制の強化に努めるものとする。

（細則）

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも文書をもって協定の終了を通知しないときは、有効期間満了日の翌日から起算して1年間この協定は延長されたものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年3月24日

甲 山形市松波2丁目8-1

山形県知事 吉村 美栄子



乙 山形市小白川町2丁目3-31

公益社団法人山形県栄養士会

会長 西村 恵美子



別記様式

協 力 要 請 書

令和 年 月 日

公益社団法人山形県栄養士会会长 殿

山形県知事

災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書第2条第2項の規定により、下記のとおり協力を要請します。

なお、会員の安全確保には十分注意し、二次災害のおそれが予見される場合は、速やかに活動を中止し、撤退してください。

協 定 書

記

連絡窓口	担当者： 電 話： Fax：
派遣の場所	市・町・村
被害の状況	
想定される業務の 内 容	
その他の 必要な事項	

山 形 県
公益社団法人山形県栄養士会